



消 防 広 第 5 号
平成 26 年 3 月 5 日

各都道府県知事 殿

総務大臣 新藤 義孝



緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について（通知）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を別添のとおり変更したので通知します。

貴職におかれましては、この内容を十分承知の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知願います。

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日策定）の全部を次のように改める。

平成 26 年 3 月 5 日

総務大臣 新藤 義孝

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

第 2 章 緊急消防援助隊の編成

第 1 節 緊急消防援助隊の構成単位

第 2 節 都道府県大隊の編成

第 3 節 中隊の任務

第 4 節 小隊の装備等の基準

第 5 節 部隊の任務

第 6 節 部隊の隊の装備等の基準

第 3 章 緊急消防援助隊の登録

第 4 章 緊急消防援助隊の出動計画等

第 5 章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第 6 章 緊急消防援助隊の教育訓練

第 1 節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第 2 節 消防大学校における教育訓練等

第 7 章 その他

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長とする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

(1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を管理することを任務とする。

(2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

(3) 都道府県大隊長は、(1)の任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。

第3節 中隊の任務

消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次に掲げるところによる。

1 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

2 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

- 3 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 4 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 5 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 6 航空中隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動及び航空機の運用調整を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、航空小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 消火小隊

- (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員5人以上で編成されるものであること。
- (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- (3) 消火小隊は、口径65ミリのホースを積載すること。

3 救助小隊

- (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
- (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
- (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
 - ア (2)アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材

イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和53年消防庁告示第2号)第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 航空小隊

- (1) 航空中隊を構成する航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士及び救助隊員等で編成されるものであること。
- (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
- (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。

8 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

9 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊(毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。)、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

10 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の任務等は、それぞれ1から3のとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部に属する指揮支援隊をもって編成する。
- (3) 指揮支援部隊長
 - ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。
 - ウ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に掲げる消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務を遂行するものとする。
 - エ 指揮支援部隊長は、被災地の状況により、必要に応じ、指揮支援部隊に通信支援小隊及び後方支援小隊を加えることができる。
- (4) 指揮支援隊長
指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする。
- (2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより、都道府県ごとに編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネ

ルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防機関の推薦に基づき、長官が別に定めることとし、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

第6節 部隊の隊の装備等の基準

指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 指揮支援隊

(1) 指揮支援部隊を構成する指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) 指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 統合機動部隊指揮隊

(1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に先遣出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。

2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成30年度末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第3のとおり、おおむね6,000隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、南海トラフ地震、首都直下地震等著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の特殊な災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度5強）以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空消防隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2 基本的な出動計画

(1) 第一次出動都道府県大隊

- ア 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第4のとおりとする。
- イ アにかかわらず、航空小隊については第一次出動航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。
- ウ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県大隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。

(2) 出動準備都道府県大隊

- ア (1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第5のとおりとする。
- イ アにかかわらず、航空小隊については出動準備航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁及び日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとに

アクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段的確保を図るものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成26年度から30年度末までに整備を推進する車両、航空機等は、更新整備より新規整備を優先的に進め、整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練(以下「地域ブロック合同訓練」という。)を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成27年度に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁及びDMA T等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模

災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第7章 その他

- 1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。
- 2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局、新潟市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、新潟市消防局、相模原市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防局、浜松市消防局、相模原市消防局
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防局
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
大阪、兵庫、和歌山	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、熊本市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、熊本市消防局

別表第2 (指揮支援部隊長代行)

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪市消防局
大阪、兵庫、和歌山	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3 (登録する隊の規模)

区分		登録規模		
指揮支援隊		おおむね	60	隊程度
統合機動部隊指揮隊		おおむね	50	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		おおむね	12	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	おおむね	160	隊程度
	消火小隊	おおむね	2,500	隊程度
	救助小隊	おおむね	480	隊程度
	救急小隊	おおむね	1,250	隊程度
	後方支援小隊	おおむね	790	隊程度
	通信支援小隊	おおむね	50	隊程度
	航空小隊	おおむね	80	隊程度
	水上小隊	おおむね	20	隊程度
	特殊災害小隊	おおむね	300	隊程度
	特殊装備小隊	おおむね	380	隊程度
計		おおむね	6,000	隊程度 (重複を除く)

別表第4 (第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第5 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	鳥取	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	鳥取	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第6（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	1,162 台
	救助工作車	90 台
	救急自動車	645 台
	その他の消防用自動車	250 台
	小 計	2,147 台
航空機等	ヘリコプター	15 機
	消防艇	2 艇
	小 計	17 機（艇）

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付き水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第7（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム